
令和8年2月24日 部長会議

開催日時	令和8年2月24日(火) 午前9時00分から午前10時00分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長
欠席者	総合政策部理事(草津未来研究所担当)
議事概要	下記のとおり

1. 市長訓示

- ・今週26日から2月定例会が開会される。
開会日の提案として、承認案件1件、当初予算7件、条例案件11件、一般議案3件、補正予算8件の合計30議案を予定している。
特に、今定例会は、令和8年度の当初予算案を審議していただく予算議会であり、代表質問もある。
議案資料の内容をしっかりと確認し、想定される質問への準備を怠りなく行っていただくとともに、本会議や各委員会での適切な対応をよろしくお願いいたします。
- ・総務省が今月初めに発表した住民基本台帳に基づく2025年の人口移動報告によると、滋賀県は、転入者が転出者を353人上回る「転入超過」であった。
昨年度は7年ぶりの「転出超過」であったが、外国人の転入が多かったこともあり、2年ぶりに転入超過に転じた。
- ・年度末まで、ひと月余りとなった。今年度の業務の進捗状況の確認をしっかりと行い、新年度に向けた課題整理や準備、事務事業の引継ぎ等をしっかりと行っていただき、新年度が円滑にスタートできるようよろしくお願いいたします。

2. 審議

(1)第2次草津市多文化共生推進プランの策定について(パブリックコメントの結果)

【資料:審1-1~4】

【まちづくり協働部長から資料に基づき説明】

- ・【審1-1】実施結果の概要だが、期間は令和8年1月5日から2月4日までであり、意見者数は5名、意見総数は7件、意見の反映件数は1件であり、周知の方法等は記載のとおりである。
- ・P2左側に頂戴した意見の要旨、右側に市の考え方をまとめている。計画のどのページに該当するかについては、意見の要旨欄に括弧書きでページ番号を記載している。
- ・一つ目の意見は、スマホを利用している外国人、年齢層的に多いと考えられるため、必要な行政サービスや情報発信をアプリで一体化、かつ多言語化してはどうかとの意見である。こちらに対しては、市の公式LINE、メニュー画面で情報を集約して発信しており、情報の集約や多言語化については、先進自治体の事例など調査研究してまいるとしている。回答内容については、関係課と調整した内容である。
- ・次に2つ目だが、プランのP31~33に各主体を記載しているが、その項目の中に「放課後児童育成クラ

ブ」、外国籍の児童の利用や、学童で就労されている外国籍の方もおられるため、項目として一つ設けてはどうかとの意見である。

回答としては、こちらも担当課にお聞きして作成しているが、児童育成クラブは放課後児童健全育成事業として、多様な団体が実施しており、そのほかにも「放課後等デイサービス」など、外国人市民が関わる事業は、ほかにもあるので、項目建てでなく、市としては、日本人市民と同様にサービスを享受いただけるように取り組んでいるとまとめている。

- ・3つ目の意見だが、地域の安全性向上、外国人市民、日本人市民にとって安心できる環境づくりになるため、プラン案に賛成との意見である。市としては、すべての人が安心して暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいると回答する予定である。
- ・4つ目、5つ目は類似の意見であり、ごみ出しの方法や、交通ルール等、日本で暮らすうえでのルール、マナーを身に付けてほしいという意見である。市としては、国が作成している多言語での生活オリエンテーション動画や、分別ブックの情報提供を行っているということと、すべての人が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいるとまとめている。
- ・6つ目だが、学校や保育園等から出される文書の翻訳などの支援があった方が良いとの意見である。関係課に確認したところ、学校では、内容に応じて翻訳で対応されている文書もあり、今後も翻訳ややさしい日本語を活用して対応してまいるとしている。保育所等については、伝わりやすい日本語の使用や翻訳機器、アプリの活用などを行っており、引き続き取り組んでまいると記載している。
- ・P4以降、最後の7つ目はかなり長文となっており、いただいた意見のP6に4点のポイントとして①日本人市民に共生を求める理由、②日本人市民が受ける影響と負担の明確化、③外国人住民側の責任と義務の明示、④日本文化や制度の尊重範囲などが記載されている。
- ・他の自治体においても同様の意見が寄せられている事例があったので、他の自治体の回答を参考に、一つ一つに答えるというよりも、一般論的な回答としてまとめており、プランのP31を修正しようと考えている。

市の考え方だが、1段落目では、国において、「地域における多文化共生推進プラン」を策定されたこと、2段落目には令和3年に策定したプランが最終年度を迎えるために見直しを進めており、プランのP2に多文化共生の定義を、P15に基本理念として目指すまちの姿を示していることを、3段落目には多文化共生の必要性をまとめている。

5段落目には、日本人市民だけに負担を強いているものではなく、すべての人がともに力を合わせて取り組む必要があること、最後の6段落目には、日本社会で長年にわたり形成されてきた文化や慣習についても尊重し合える社会の実現を進めることを考え方として整理している。

- ・加えて、プランのP31に市民の役割を記載している箇所があるが、資料に記載のとおり修正を考慮しており、【審1－参考】に新旧の対比を示している。外国人市民の方にも、日本の文化や生活習慣への理解、法令や地域社会のルールの遵守などが求められるということで、日本人市民と記載のトーンを併せるような形で修正を考慮している。
- ・この後、議会へは、正副議長説明、ポスティング等での周知を予定している。

【結論】

審議了とする。

(2)草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準の改正について

(パブリックコメントの結果)

【資料:審2-1~3】

【特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・【審2-1】4月1日から予定している調整区域の地区計画制度の運用基準案、いわゆる今回新たに市街化区域隣接型と産業振興拠点型の有効幅員の緩和につき、1月5日から2月4日までの間でパブリックコメントを実施した。意見者は2名、意見総数は9名であり、いずれの意見も拡大を望む前向きな内容であったため、意見の反映はない。
- ・周知方法は、主に事業者の方への個別説明が5件ほど、窓口へ内容についての問い合わせがあった。また、ホームページも328件と数多くアクセスがあった。具体的な市の考え方の回答はP2に記載があり、No1から5までが1名、また6から9までがもう1名からの意見である。
- ・1つ目の意見については、地域活性化のために大いに賛成という意見であった。
- ・2つ目の意見は、1区画の面積の範囲について、1ha以上3ha以下、概ね市街化区域から1,000mの範囲でよいのではないかという拡大を求める提案である。
市の考え方として、スプロール化抑制の観点で限定的に定めたものと回答したいと考えている。
- ・3つ目の意見は、山手幹線が開通したことに伴い、草津市の発展に繋げていってはどうかという意見である。また併せて、町内のインフラ整備も行っていくことが望ましいという意見をいただいている。
今回、企業立地推進に向けて、産業振興拠点形成型の接道要件を見直したというところで、接道要件の緩和を市としても図っているという答えである。産業振興の関係で提案いただいた支援策については、関係課と調整してまいりたいと回答する。
- ・4つ目の意見は、農業振興地、市街化調整区域は今の時代に合ったものなのか疑問であり、昔ながらの制度のままなので、柔軟性を求めて見直しをするのが良いのではないかという意見である。
農業振興地、市街化調整区域のあり方について市のみで見直すことはできない。優良農地の確保も重要であり、関係機関と調整を進めてまいりたいとしている。
- ・5つ目が、地元就労ができるように、企業の誘致また周辺の道路整備を行っていくべきという意見である。
これに関して接道要件の見直しを行っているということと、提案の産業振興、周辺の環境整備に関しては、関係機関と想定してまいりたいと再掲している。
- ・6つ目は市街化区域隣接型についての意見を頂戴している。制度趣旨自体は理解できる一方で、運用の仕方によっては、過去の制度運用において生じてきた課題を再び引き起こす恐れがあるということであり、これは次の質問にも関連するが、今まで50戸連たんを行ってきた関係で、後背地、袋地が生じることがないようにという懸念と理解をしている。
意見に対して、区画が接する道路、現在の要件としては、既存の道路が6m以上という要件をしているが、既存道路が6mない場合でも、地区計画の制定に従って接続道路を新設または拡幅を認められないかという意見である。
回答としては、今回のものが後背地の防止解消が目的で、常にスプロール化の抑制という観点があるので、接続道路の拡幅は考えていないという答えになる。
- ・7つ目の意見だが、6つ目と同じように50戸連たんの考え方と同様の課題が生じるのではないかという懸念であり、これは袋地、後背地の関係である。開発区域の周囲に取り残される土地が発生するのではないかという意見をいただいている。同じ答えになるが、スプロール化の抑制の観点で、限定的に定めたものと回答している。
また開発区域の周辺に取り残される道路、土地が発生しないように運用を考えていること、また今回、複

数の類型を併用して地区計画を定めることができるということなので、地域の特性、提案する場所の状況に応じた提案が可能となるという趣旨の回答をしている。

- ・8つ目は改善型の制度として整理する必要があるとのことで、今までの50戸連たんの改善ということで意見をいただいているが、同じ答えとなるがスプロール化の抑制の観点で、限定的に定めたものであり、後背地の防止、解消が目的ということを重ねて回答している。
- ・9つ目は現実的な開発、土地活用の場面において、この区域の道路の設定の条件が、支障が生じる恐れがないかということで、50戸連たんの後背地の関係である。意見の中ではもう少し行政でシミュレーションや検証を行った上で、運用基準を整理してくれないかというような意見をいただいているが、これについても、後背地の防止が目的であること、スプロール化の抑制、既存道路の接続について、積極的な拡幅は考えていないということで回答をまとめているところである。

【主な質疑・意見】

- ・公表されるのであれば、国土交通省が今までは立地適正化計画を策定しているかというレベルで見ているが、質的なことを細かに、内容と異なることをしていないかというところを見始めているので、実際の運用に十分気を付けていただきたい。
- ⇒基本的に市街化誘導区域を500m程度まで広げないとなかなか後背地は解消されないという発想で県と調整しており、むやみに広げるということではなく、一定の整理をしたうえで一部市街化を拡大していくことを考えているので、十分調整していきたい。

【結論】

審議了とする。

(3) 第3期草津市スポーツ推進計画の策定について(パブリックコメントの結果)

【資料:審3-1~4】

【教育部理事(スポーツ担当)から資料に基づき説明】

- ・【審3-1】1月5日から2月4日までパブリックコメントを行った結果、2名から5件の意見をいただいた。いずれも工夫して進めるようにという意見であった。
- ・提出された意見とその考え方について、合計5件のうちNo1から4までは同じ方の意見である。
- ・1つ目の意見は、eスポーツの取り扱いについてである。
国・滋賀県の現行計画にはeスポーツが位置づけられていないことから、令和11年度に想定をしている中間見直し時に国・滋賀県の次期計画の内容を踏まえながら検討するものとしている。
また、意見のとおりeスポーツには様々な分類があることから、各施策を実施する中で、より効果が期待できる場面ではeスポーツの普及啓発等を促進していきたいとしている。
- ・2つ目にライフステージに合わせた健康づくりの推進について、取り組みの担当課がバラバラで担当課が分かれていることが気になるという意見については、当該施策については各専門分野の担当課が実施し、相互間で連携することで効率的・効果的な取り組みが実施できるものと考えているとしている。
- ・3つ目に運動・スポーツの情報発信について、様々な媒体を活用し、意見のあった非日常のイベント情報を含め、運動・スポーツ情報の発信に努めることで、市民の運動やスポーツに対する関心の高まりにつなげていきたいとしている。
- ・4つ目は、総合型スポーツクラブ活動の活性化とパラスポーツの推進について、くさつ健・交クラブには、パラスポーツのプログラムがないという意見を頂戴している。

⇒くさつ健・交クラブでは、スポーツ吹き矢やディスコン等の誰もが気軽に取り組めるプログラムを展開されている。また、学校教育においては、福祉教育の充実も図っていることを示しながら、障害の有無等に関わらず、全ての市民が運動・スポーツに親しむことのできる機会の確保に向けて、引き続き各種スポーツ関係団体や市の各部局と連携しながら、各施策を推進していきたいとしている。

・5つ目にパラスポーツの推進について、スポーツ推進計画を見ても、わずか6行で施策展開をする様子が見て取れないとの意見を頂戴している。

こちらに対しては、本計画のみならず、関連計画である「第3次草津市障害者計画」においても様々な取り組みを行っているところであり、学校教育の例や草津市スポーツ推進委員協議会が実施しているニュースポーツの出前講座、また草津市体育振興会連絡協議会が実施する学区対抗スポレク祭においてモルックの導入を予定している。

それらを踏まえ、障害の有無等に関わらず、全ての市民が運動・スポーツに親しむことのできる機会の確保に向けて、引き続き各種関係団体や市の各部局と連携しながら各施策を推進していきたいと考えているとしている。

なお原案の反映については、計画案の修正・変更はなしと考えている。

・【審3-2】及び【審3-3】は修正・変更していない。

・【審3-4】策定スケジュール(概要)について、本日の部長会議での審議後、議会報告、計画施行と進んでまいりたいと考えている。

【結論】

審議了とする。

3. 重要報告

(1) 令和7年度草津市地域防災計画の修正について（パブリックコメントの結果）

【資料:報1-1-2】

【危機管理監から資料に基づき説明】

・【報1-1】1月5日から2月4日までパブリックコメントを実施し、意見者数は0名、意見総数も0件であった。

周知については計画案の配架では、危機管理課で2名の方が閲覧をしていただき、市のホームページではアクセス件数19件の確認をしている。結果の公表は市のホームページでは3月18日から、広報誌では4月1日号、資料配架が3月18日から9月18日までを予定している。

・【報1-2】本日の部長会議の報告をもち、明日正副議長説明を行う。その後議会に周知をし、計画施行へと進めていきたい。

(2) 令和8年2月定例市議会(開会日追加)提出予定議案について

【資料:当日配布】

【総務部長兼法令遵守監から資料に基づき説明】

・【当日資料】今回提案する補正予算は、一般会計および7特別会計の補正予算で、国の令和7年度補正予算が成立したことを受け、地域まちづくりセンターの整備や、学校施設の改修等に係る事業費を令和8年度予定から前倒して計上しようとするもののほか、各事務事業における年度内の執行状況および最終的な財源の見通しに基づき、所要の調整を行おうとするものである。

・補正予算の規模は、一般会計で17億7,967万8千円を増額するとともに、特別会計では、財産区、介

護保険事業、後期高齢者医療の3特別会計で、合計2億2,864万円を増額する一方、国民健康保険事業、学校給食センター、水道事業および下水道事業の4特別会計で、合計1億9,768万1千円を減額し、特別会計全体では、3,095万9千円を増額しようとするもの。

- ・国民健康保険事業特別会計は、1,350万6千円の減額で、各事業の執行残額等、所要額の整理を行うもの。
- ・財産区特別会計は、51万3千円の増額で、南笠町財産区の基金積立金の増額を行うもの。
- ・学校給食センター特別会計は、1,223万円の減額で、学校給食の材料購入費の減額を行うもの。
- ・介護保険事業特別会計は、8,443万4千円の増額で、居宅介護サービス給付費において増額を行うほか、各事業の執行残額等、所要額の整理を行うもの。
- ・後期高齢者医療特別会計は、1億4,369万3千円の増額で、保険料収入の増加により、広域連合へ納付する保険料納付費の増額を行うもの。
- ・水道事業会計の9,191万8千円の減額および下水道事業会計の8,002万7千円の減額については、各事業の執行残額等、所要額の整理を行うもの。
- ・資料のP5では、一般会計款別の総括表となる。主な歳入の内容として、
「1.市税」は、給与所得者数の増等により、個人市民税の増額を見込むほか、企業の設備投資等に伴い、固定資産税の増額を見込んだことなどにより、市税全体で2億5,966万6千円を増額しようとするもの。
- ・「10.地方交付税」は、国税収入の増額等に伴う追加交付により、6億7,681万8千円を増額を行うもの。
- ・「14.国庫支出金」および「15.県支出金」は、国の補正予算に伴う増額のほか、各事業の執行状況や実績に基づく整理等により、それぞれ増額を行うもの。
- ・「17.寄附金」は、7億4,376万4千円の増額で、ふるさと寄附金の増収等を見込んだもの。
- ・「18.繰入金」は、4億1,900万円の減額で、各事業の執行状況を勘案し、財政調整基金、まちづくり基盤整備基金および環境衛生事業基金の取崩しを減額するもの。
- ・「20.諸収入」は、1億388万3千円の減額で、基幹系システム標準化の延期に伴う国基金からの助成金の減額など、各事業の執行状況に基づく整理を行うもの。
- ・「21.市債」は、国の補正予算に伴い、増額を行う一方で、各事業の執行状況を勘案し、市債の発行額を抑制したことなどにより3億4,300万円の減額を行うもの。
- ・資料のP6～P8では、国の令和7年度補正予算が12月に成立したことから、令和8年度に実施する予定としていた事業費を、今回、補正予算に前倒して計上するものを記載している。
なお、P71段目の「県土地改良事業費負担金」を除き、その全額を繰越明許費として計上し、令和8年度予算と一体的に実施する。
- ・各事業について、「地域まちづくりセンター管理運営費」から「消防団活動費」では、大路・渋川・常盤まちづくりセンターへの太陽光発電設備の設置に向けた実施設計費について、令和8年度当初予算に計上されているものを、令和7年度補正予算として前倒して計上する。
- ・「地域まちづくりセンター整備費」では、矢倉まちづくりセンターおよび山田まちづくりセンターの整備について、令和8年度当初予算に計上されているものを、令和7年度補正予算として前倒して計上する。
- ・「戸籍住民基本台帳事務管理費」では、戸籍の附票における旧氏の振り仮名表記に対応するため、戸籍附票システム等の改修費を計上する。
- ・「土地改良事業推進対策費」では、滋賀県より指定を受けた防災重点農業用ため池について、地震耐性評価の実施に係る所要額を計上する。

- ・「県土地改良事業費負担金」では、県営事業の「草津用水路施設の更新整備事業」等について、国の補助採択に伴い、一部事業を前倒し、県が実施されることから、県営事業負担金の増額を計上する。
- ・「道路橋りょう維持補修事業費」では、老朽化が進む橋りょうの点検費や下物下笠山田線等の舗装補修工事費を、「道路新設改良事業費」では、下寺下物湖岸線の整備費を計上する。
- ・「中心市街地活性化推進費」では、「草津線沿線広域連携検討業務委託費」として、JR草津線の沿線駅を活用したまちづくりを進めるため、広域的な立地適正化の方針の策定に向けた調査・検討に係る所要額を計上する。
- ・「小学校の施設維持管理費および建設事業費」では、矢倉小学校の非構造部材改修費、トイレ改修費のほか、草津小学校の空調設備改修費、南笠東小学校の予防改修費、体育館のトイレ改修費および志津南小学校のグラウンド改修費について、令和8年度当初予算に計上されているものを、令和7年度補正予算として前倒して計上する。
- ・「中学校施設維持管理費」では、松原中学校および老上中学校の空調設備の改修費のほか、各中学校の防犯カメラの設置・更新費について、令和8年度当初予算に計上されているものを、令和7年度補正予算として前倒して計上する。
- ・下水道事業会計において、「雨水管渠整備費」では、滋賀県地先の安全度マップ等の改定に合わせて、ハザードマップを改定するための所要額を計上する。
- ・資料のP9では、一般会計におけるその他の補正内容を記載しており、「まちづくり基盤整備基金積立金」では、地方交付税収入等の増額に伴い、将来への備えとして、基金への積立金を計上する。
- ・「ふるさと創生基金積立金」および「シティセールス推進費」では、ふるさと寄附金の増収に伴い、基金への積立金および返礼品等の諸経費の増額を計上する。
- ・「民間保育所運営費」から「民間幼稚園・認定こども園運営費」では、令和7年人事院勧告を踏まえ、国が定める公定価格が改定されたことから、保育所等の運営費の増額を計上する。
- ・「市民の健康づくり推進費」では、救急搬送の受入等を担っていただいている市内の2医療機関に対し、国の特別交付税を活用して、運営費の一部を支援するため、所要額を計上する。
- ・資料のP9以外のその他の主な歳出として、資料P5の一般会計款別の総括表により説明すると、「2. 総務費」では、国の補正予算に伴う地域まちづくりセンターの整備費や、各種基金への積立金を計上するほか、執行状況に基づく整理等により、18億9,366万円の増額を、
- ・「3. 民生費」では、国の公定価格の改定に伴う民間保育所等の運営費の増額や、各種障害福祉サービス費の増額のほか、執行状況に基づく整理等により、5億2,808万4千円の増額を、
- ・「4. 衛生費」では、救急医療を担う医療機関への支援費等を計上するほか、予防接種費の減額など、執行状況に基づく整理等により、1億3,199万1千円の減額を、
- ・「6. 農林水産業費」では、国の補正予算に伴う県土地改良事業費負担金を計上するほか、執行状況に基づく整理等により、8,228万3千円の増額を、
- ・「8. 土木費」では、国の補正予算に伴う道路整備や、市立プールについて、事業契約に基づく光熱水費の実費精算に係る増額を計上する一方で、草津川跡地整備費など、国庫補助事業の内示を踏まえた減額や、事業進捗に応じた所要額の整理等により、全体では7,712万9千円の増額を行うほか、債務負担行為として、草津警察署跡地の買戻しに係る土地開発公社との委託契約期間が令和8年3月末に満了することに伴い、契約期間を延長するための用地取得費および平野南笠線(新浜工区)の事業計画地内における用地取得費の計上を、
- ・「10. 教育費」では、国の補正予算に伴う学校施設の改修費の増額および国の令和6年度補正予算に

伴う前倒しによる現年予算の減額のほか、小中学校の学習者用端末の更新費や国スポ・障スポ大会開催費の減額など、各事業の執行残額の整理等により、5億5,701万円の減額を行おうとするもの。

・資料のP10では、今回の補正予算を反映した基金残高を記載している。令和7年度末見込みで、総額202億7,200万円となり、令和8年度当初予算編成時と比べると、16億9,500万円の増となる。

これは、まちづくり基盤整備基金、ふるさと創生基金への積立金を増額計上したこと、および、財政調整基金、まちづくり基盤整備基金、環境衛生事業基金の取崩しを減額したことなどによるものである。

・資料のP11では、今回の補正予算を反映した市債残高を記載している。

令和7年度末見込みで、431億8,600万円となり、令和8年度当初予算編成時と比べると、3億4,800万円の減となる。これは、国の補正予算に伴い、増額を行う一方で、各事業の執行状況を勘案し、市債の発行額を抑制したことなどにより、全体では減額となったことによるものである。

・令和8年度に繰越する予定の事業については、補正予算書に記載しているので確認されたい。

・明日(25日)に正副議長への説明を行い、その後記者発表となる。情報の取扱いには注意されたい。

(3) 大津湖南都市計画区域区分の変更(県決定)および用途地域の変更(市決定)について

【資料:報3-1~3】

【特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長から資料に基づき説明】

・【報3-1】大津湖南都市計画区域区分の変更(県決定)および用途地域の変更(市決定)について、手続き経過は令和7年2月18日の部長会議で審議いただき、7月3日に滋賀県に原案を提出し、その後地権者の説明等を行い、令和8年1月15日に滋賀県都市計画審議会で審議いただいた結果について縦覧を行い、2月17日に草津市都市計画審議会で審議いただいた。

・【報3-2】今回市街化編入する箇所について、草津市から働きかけて随時見直していただくことになったが、前回第6回の定期見直しに調整を行っていなかったところが案件ということで、いずれも前回調整した結果市街化編入しなかった3ヶ所である。駒沢町地区で約14.7ha、青地町地区で約37.9ha、追分南地区で約19.5haを今回市街化編入するものである。

用途についてはそれぞれ用途違反等にならないように、いずれも駒沢町地区で第一種中高層住居専用地域が8.5ha、近隣商業地域で6.2ha、青地町地区は一部工場等があるので、第一種中高層住居専用地域が25.8ha、準工業地域が12.1ha、追分南地区についても、同じく浄水場や大阪ガスのガスタンク等があるので準工業地域で6.4ha、その他沿道の関係で第二種住居地域が3.5ha、第一種中高層住居専用地域が9.6haである。

県が2月27日に都市計画決定告示を予定されているので、同日付けで市街化編入と同時に用途地域の設定を考えているところである。

(4) 大津湖南都市計画用途地域および地区計画の変更について

【資料:報4-1~5】

【特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長から資料に基づき説明】

・【報4-1】今回用途地域の変更を市街化編入と併せて、元々都市計画マスタープランで位置づけていた、いわゆる高度利用区域(土地利用重点検討区域)を併せて変更しようとするものである。

・【報4-2】大きくは草津駅前で2ヶ所、南草津駅前で1ヶ所、市営住宅の建て替えの関係で木川町の1ヶ所である。まず草津駅西地区は旧まちづくりセンター跡地周辺の約1.7haである。ポストンホテルが500%の容積があり、草津エストピアホテルが400%、赤色箇所が300%であるが、これを調整し、近隣商業地域から商業地域の400%に変更するものである。

併せて地区計画の一部変更もあり、草津エストピアホテルの地区計画に一部3mのセットバックを除いて、同じような形で整理をしたい。

- ・2点目が草津駅東側の警察跡地周辺地区の約5.8ha、これは今まで近隣商業地域の容積200%を商業地域の容積400%に上げるものである。
- ・3点目が南草津駅の野路国道沿道区域で、約4.0haを商業地域の容積400%から500%に緩和するものである。併せて地区計画を変更し、高さ制限等を一部緩和している。
- ・4点目が木川地区である。
変更区域は「野路五丁目の一部」となっているが「木川町の一部」である。元々工業地域としていたが、市営住宅は建て替えるということで第一種住居地域に容積を緩和するものである。
いずれも地権者への説明等を一部なかなか理解いただけない地権者もおられたが、一定ご理解いただいて進めるものである。
- ・【報4-5】野路国土沿道地区の中で、都市マスの改定に伴う変更ということで青字部分を少し変更しているが、中身は都市マスに合わせており、理解いただきたい。
- ・用途区域の変更については3月31日に告示で、4月から運用していく。

(5)横断歩道利用者ファースト運動の啓発について

【資料:報5-1】

【都市計画部理事(交通・開発担当)から資料に基づき説明】

- ・【報5-1】今年の10月議会において、「横断歩道利用者ファースト運動」啓発のためにマグネットシートの作成について提案をいただき、この運動を広く運転者の周知啓発を図るために、公用車に掲示し、交通安全の啓発効果の向上を図るものである。
対象の車両については、庁舎地下駐車場のバンタイプが32台と交通政策課専用車の3台で計35台となっている。
3月にシートを掲示し、4月以降に対象車両の拡大調査を予定している。

(6)草津市空き家管理事業者登録制度の開始について

【資料:報6-1】

【特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・【報6-1】令和6年度に国土交通省が「不動産業者による空き家管理受託のガイドライン」を作成されたことを背景に、新たな支援策として「草津市空き家管理事業者登録制度」を4月から開始しようとするものである。
制度のポイントは様々な想定はしているが、本市と(公社)滋賀県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会滋賀県本部で締結している「草津市空き家サポート事業連携協定書」に基づく取り組みである。裏面のイメージ図のとおり、宅建協会や不動産協会加盟等の不動産事業者から申込があり、草津市建築政策課で登録の決定をして、市ウェブページで公開し、空き家所有者から問い合わせがあれば、事業者の名簿をお渡しし、そこから加古川市の例であるが、外観調査や水道の通水等のすみ分けを行い、事業者と直接話していただき、その中身については関与しないこととしている。関与しないが、管理に困られている方に対応していこうということで、3月からの周知期間と4月からの運用ということで、いずれも空き家で困っておられる方、特に遠方におられ管理もできないという方について、事業者で管理をしていただくという制度を4月から運用していこうということである。

(7) 公営住宅建替事業について

【建設部長から資料に基づき説明】

【非公開事案のため記録なし】

(8) 湖南中部処理区維持管理負担金単価の値上げ等に伴う今後の対応について

【資料:報8-1】

【上下水道部長から資料に基づき説明】

・【報8-1】令和7年12月16日の産業建設常任委員会協議会で説明した湖南中部処理区維持管理負担金単価の値上げ等を踏まえ、今後の本市の対応について報告を行う。

県負担金の値上げ等の内容については、前回11月27日の部長会議で説明した内容から変わっていない。

・財政収支見込み(財政シミュレーション)については、県赤字精算見込み額への対応方法や下水道使用料の引き上げ時期・金額等を検討するため、令和8年度以降の財政収支分析を行った。

その結果、令和9年度から赤字となる見込みである。

・この結果をもとに、下水道使用料改定の検討について、令和10年度以降の本市経営計画は、中間見直し業務を令和8年度から令和9年度にかけて行う予定をしていることから、当該中間見直しに併せて料金改定を行うことが適切であると考えている。

なお、財政シミュレーションにおいて、令和9年度に見込まれる収支不足額4,700万円については、令和7年度決算において見込まれる約1億円の当期純利益を補填する。

・また、県赤字精算見込み額については、令和12年度までに分割で支払う予定である。

なお、県の赤字精算見込み額は令和8年7月頃に確定値が県から通知される予定である。

・最後に、これらを踏まえた検討結果だが、令和8年度から令和9年度にかけて、現行の草津市下水道事業経営計画の中間見直しに併せて、総合的に下水道使用料の改定内容について検討したい。

・また、県赤字精算見込み額については、料金改定後の令和10年度から分割して支払うこととしたい。

・なお、料金改定にあたっては、令和8年度から令和9年度にかけて、継続的に周知・啓発等を行ってまいりたい。

・今後の予定は、本部長会議後に議会報告した後、記載のとおり手続きを進めてまいりたい。

・中間見直しで料金等については審議等いただく予定としているため、詳細については、その際に改めて協議を進めていただきたい。

3. その他

【まちづくり協働部長から】

・前回の部長会議の中で、男女共同参画センターのパブリックコメントを行った際に、資料送付が団体と個人があるなか、個人の数がかかなり多かったことについて意見があったので、本市の運用を確認した。

基本的にパブリックコメント手続きの手順の中に案の公表という項目があり、これに基づき実施結果の資料送付ということで団体や個人に送付いただいている。案の公表という手順の中に、計画等の原案は市役所の担当課、情報公開室等に配架することとあり、ただしその他の施設への配架及び関係団体への個別説明、資料送付を通し、より多くの意見が募集できるように努めるとしている。

特に「個人」という文言はないが、これを受けて各課の周知の方法として、団体・個人という形で取扱いをしていただいているので、結論から申すと、市民参加の促進という目的においては個人に送っていただくのも是と考えている。

そもそも団体郵送をすることとなっているので、仮に個人の方に送ったとしても、関連する名簿に基づいて送っていただいているので意見の偏りという疑問点には該当しないと考えている。

しかしながら、個人に送っていただく場合は、総務部にも確認したが、個人情報の観点から目的・趣旨を明記した上で個人情報を収集することとなっているので、個人へ送る名簿を作成する場合は十分総務部と協議をいただき、個人情報の観点から十分注意をしていただいた上で今後も引き続き進めていただきたいという見解である。

仮にこれをしない場合に、パブリックコメントの件数が0ということも散見されるので、そちらの方が問題ではないかという見解から、運用としてはこのまま進めていきたいと考えている。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係

電話 077-561-2320

ファックス 077-561-2489

メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp